**診　断　書**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 住　所 | | | |
| 氏　名 | 男 | 大正 | 年　月　日生 |
| 昭和 |
| 女 | 平成 |
|  |

**上記の者は、次に掲げる事項に該当する者であるとは認められない。**

**記**

**①　統合失調症**

**②　そううつ病（そう病及びうつ病を含む）**

**③　てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）**

**④　①～③に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気**

**⑤　麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者**

**⑥　自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（④に該当する者を除く。）**

　　令和　　年　　月　　日

|  |
| --- |
| 住所 |
| 医療機関名 |
| 医師氏名　　　　　　　　　　　　　　　印 |

医師の皆様へ

　県への狩猟免許試験申請には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、欠格条項である病気等の確認のため、医師（歯科医を除く）の診断書を添付する必要があります。

　類似のものとして、銃砲刀剣類所持取締法（銃刀法）に基づく銃所持許可申請では、精神指導医等による診断書が必要ですが、この診断書は、精神指導医以外の医師の皆様でも作成が可能となっていますので、証明をお願いします。

〈問合せ先〉

愛媛県県民環境部環境局　自然保護課 生物多様性係

電話番号：089-912-2368